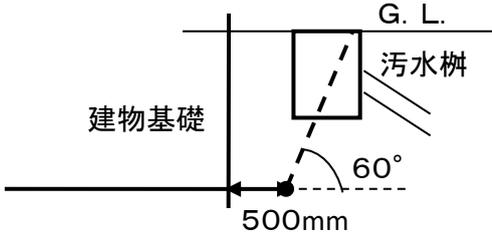


「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	工事完了公告前の建築（建設）の承認	
根拠法令・条項	都市計画法 第37条	
所 管 課	建築都市局開発調整部 宅地安全課	
審 査 基 準	<p>○建築承認・・・都市計画法第37条第1項により審査します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事（市長）が支障はないと認めた場合（法第37条第1項）建築承認を認めている主なケースは次のとおり <p>A. 戸建て開発に伴うモデルハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発面積3,000㎡まで、かつ全戸数が5戸以上であれば1戸、3,000㎡を超えると2戸まで可能 ・既存の建築基準法上の道路（道路後退があっても構わない）に面していることが必要（新設道路のみにしか面していない場合は認めない） <p>B. 汚水枡・防火水槽・擁壁が建物に近接している場合（建物工事の際に汚水枡・防火水槽等を撤去しなければならない場合。ただし宅地分譲は不可）</p> 	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	